

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、結論において妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和3年8月23日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「2021年度歳出予算事業別概算見積書他2021年度事業計画書、予定など事業計画に関する文書と資料全て。（埋蔵文化センターに関する件等）」の開示請求が行われた。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、「令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書」及び「令和3年度歳出予算事業別概算見積書」等2件の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

公文書の特定に際して実施機関は、開示請求の内容から文書量が膨大になると予想されたことにより、対象となる文書を絞り込むため、開示請求者に電話で聞き取り及び確認を行った上で本件公文書を特定した。

#### 3 実施機関の決定

実施機関は令和3年8月30日付けで、本件公文書には条例第7条第7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 4 審査請求

審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月8日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 5 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年11月2日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

開示請求した文書が特定されず、開示日に開示されなかった。また、開示請求していない資料の提供を受けたが公表された資料だった。規定された手続で開示交付

してもらいたい。

## 2 審査請求の理由（要旨）

事前に説明を受けた時、実施機関は文書のタイトルを特定すべきだった。

また、開示された資料の写しの作成に要する費用も請求されていない。開示請求に該当しない資料を提供したことの不当な手続を是正してもらいたい。

沖情審答申第121号において、「今後、実施機関においては、開示請求に係る対象公文書の特定に当たっては、特定漏れがないよう請求内容を精査し、かつ公文書（写し）の交付手続を適切に行うよう改善を要望する。」と答申されて間もない時期に適切ではない手続を行った。

## 第4 実施機関の弁明書（要旨）

開示請求の対象を絞り込むため、請求者に聞き取りを行って文書を特定したことから、実施機関が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

請求に係る公文書の名称が広範囲であったことから、文書を特定するため請求者に聞き取りを行い、「埋蔵文化財関連事業費及び県立埋蔵文化財センターの活用事業に関する今年度の予算書類」と特定し、請求者に確認も行った。

しかし、開示の際、請求者は県立埋蔵文化財センターの発掘調査事業の予算資料が含まれていると考えていた等両者の理解に齟齬があることが分かったため、実施機関としては文書の特定漏れがあったとして追加で開示決定を行った。

また、請求者は実施機関がパンフレットを開示対象の公文書として開示したと主張するが、実施機関としては参考資料として提供したものである。

## 第5 弁明書に対する審査請求人の反論書（要旨）

### (1) 電話で聞き取りを行って文書を特定したとの弁明について

聞き取りを行った経過が示されていないため、スムーズに開示決定されたように受け取れるが、開示日に請求した文書の全部は開示されず、追加開示日に残りが開示された結果、請求者は二度の開示を受けることとなった。

### (2) 開示請求内容の理解に齟齬があったとの弁明について

請求者は実施機関に対し、県立埋蔵文化財センターの講演など催事についても必要と説明した。しかし、開示日にはそれらの文書はなかった。当該文書が開示請求書に書かれている事項の本旨と考えるのは当然で、開示日に開示されるべき文書である。また、開示日当日、予算資料の開示がなかったということは、齟齬があったからとの理由ではなく明確な特定をしなかったため追加で開示決定を行わなければならなかった。

請求していない既に公表されている文書が「講演など催事」として提供されたが情報開示の規定以外の文書は提供されるべき文書ではない。

### (3) 沖情審答申第120号及び第121号の審査会答申について

沖情審答申第120号では、付言において「実施機関にあっては本件請求に係る対象公文書の特定にあたり、情報提供が不十分であり、審査請求人に対する当該努

力義務が十分に果たせていなかったと言える。」と適切な情報提供ではなかったことが指摘された。

また、情報開示に該当しない公文書を提供した問題で、沖情審答申第121号では、対象公文書等の情報提供による対応について、「公文書の写しの交付に係る手続を踏まずに、開示及び交付したことは不適切な対応を言わざるを得ない。今後、実施機関においては、開示請求に係る対象公文書の特定にあたっては、特定漏れがないよう請求内容を精査し、かつ公文書（写し）の交付手続を適切に行うよう改善を要望する。」等と、開示決定された公文書以外の資料を含む文書に係る公文書開示決定をしたことは不適切と結論した。しかし、実施機関は答申が出された後も反省や改善策の設定をせず、半年もたたず同じ不適切な対応をしており、法の規定を重く受けとめていない。

## 第6 審査会の判断

### 1 文書特定に至る手続について

#### (1) 条例第6条第2項について

条例第6条第2項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。また、沖縄県情報公開条例の解釈運用基準（平成14年10月23日付け総務部長通知）によると、形式上の不備とは、公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る公文書が特定されていない場合を含むと解されており、補正の求めは補正通知書により行うこととされ、軽微な補正（明らかな誤字、脱字等）を行う必要がある場合には、実施機関において、職権で補正することができるとされている。

#### (2) 実施機関が行った補正について

実施機関が行った特定文書を絞り込むための電話による聞き取りが、条例第6条第2項で規定する補正手続に沿ったものであるかについては、規定された補正通知書によらず口頭で確認したにとどまっており、また、特定した文書について確認した内容が、開示請求者と実施機関との間で認識の違いが生じている点を考慮すると、適正な方法であったとは言い難い。

しかし、開示請求文書の内容から、対象文書の特定が不十分な場合のほか、請求内容が不明確であったり大量の文書が対象文書に該当するような場合、実施機関が開示請求者に電話によって真意を確認することや、真に開示の必要な文書に対象を絞ってもらうよう要請するといった働きかけをすることが、他の実施機関においても行われている点から考慮すると、実施機関が行った口頭による請求内容の確認自体は許容されるというべきである。

#### (3) 文書の特定について

本件公文書は、口頭による補正手続を経て特定されたが、開示の際に審査請求人と実施機関に認識の違いが生じていたことが両者の主張から確認できる。

公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者は公文書を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関は、条例第6条第2項の規定に基づき参考情報を提供する努力義務が課されている。

さらに、公文書の特定にあたり実施機関においては特定が不十分なまま処理が進められることのないよう留意する必要がある、開示請求者も請求の趣旨や求める情報の内容を具体的に実施機関に伝えることが必要であること等、公文書の特定に関しては実施機関と開示請求者が互いに協力することが重要である。にもかかわらず本件では、公文書の特定が不十分なまま実施機関による処分が行われており、実施機関の当該対応は不適切であったといわざるを得ない。

しかし、本件の場合、実施機関は本件処分後に公文書の特定漏れがあったことを認め、審査請求人が不足であると主張する公文書について追加して開示決定処分を行い既に開示を実施している。そのため、本件処分を取り消して改めて開示決定等を行う意義は乏しい。

## 2 情報提供資料について

審査請求人は開示請求に該当しない内容の資料を公文書として特定し開示したと主張するのに対し、実施機関は当該資料は参考資料として提供し、請求された公文書として特定し開示したのではないと主張する。

審査会において提供された資料を確認したところ、当該資料は県立埋蔵文化財センターにおいて利用者に無償配布されているパンフレットであることが確認できた。情報提供は、任意に自主的に必要と認めた情報を県民に提供するものであり、本件においても本件公文書を補足する情報として、一般に公となっている当該資料を参考提供したとの主張については、特段不合理な点はないと考えられる。また、情報提供に該当する文書については、条例第19条の公文書の写しの交付に係る費用負担を定める規定が適用されないことは明らかであることから、実施機関の取扱いは妥当である。ただし、開示に際しては、審査請求人に対し当該資料が情報提供資料である等の説明を丁寧に行うべきであったものと思慮される。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年11月5日	諮問書受理
令和3年11月17日	審議（第329回）
令和3年12月13日	審議（第330回）
令和4年1月26日	審議（第331回）